

会 員 規 程

(目 的)

第 1 条 本規程は、「一般社団法人大学英語教育学会定款」(以下「定款」という。)に基づき、本学会会員について必要な事項を定めたものである。

(種 類)

第 2 条 定款第 6 条に規定する会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 本学会の目的に賛同し、規定により入会した大学英語教員及びその他の個人。
- (2) 団体会員 本学会の目的に賛同し、規定により入会した大学、研究所、図書館、その他の研究・教育団体。
- (3) 賛助会員 本学会の目的に賛同して事業を援助するために、規定により入会した企業。
- (4) 名誉会員 本学会の活動に特別に寄与し、理事会で承認された個人。

2 前項(1)の一般会員は次の 4 種類に分かれる。

- (1) 一般(一般)会員
- (2) 一般(学生)会員：一般(学生)会員は、学生(学部生、大学院生等)をいう。
- (3) 一般(維持)会員：一般(維持)会員は、学会の役員他、本学会の発展に寄与する意思を持つ者をいう。
- (4) 一般(終身維持)会員：一般(終身維持)会員は、会費を一時に納めた者をいう。

(入 会)

第 3 条 一般会員の入会の手続きは次のとおりとする。

- (1) 本学会のウェブサイト上の入会申し込みへの入力、或いは「入会申込書」に必要な事項を記入し、入会申込手続きを行う。
- (2) 所定の入会金および入会年度の年会費を支払う。

2 前項の入会手続きを行ったものは、理事会において承認を得て正式会員になるが、それまでは仮会員とする。なお、仮会員の立場は会員と同じ立場とする。

第 4 条 団体会員、賛助会員の入会は、理事会に入会を申し出て、承認を得たのちに手続きを行うものとする。

(入会金)

第 5 条 本学会は入会金を 1,000 円とする。

(会 費)

第6条 本学会の会費は定款第39条の定める事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）に基づく年額とし、会員の種類によって次のとおりとする。

一般会員	一般（一般）会員	9,000円
	一般（学生）会員	5,000円
	一般（維持）会員	13,000円
	一般（終身維持）会員	200,000円以上 一時に納める。
団体会員		20,000円
賛助会員	1口	30,000円

2 在外の会員は、会員種別にかかわらず年会費の他に定期刊行物郵送料として、4,000円（年額）を別に納める。

(会費の納入)

第7条 会費の納入は年1回とし、会員資格は会費を納入することによって継続される。

(会費の滞納)

第8条 当該年度末において会費が未納の場合は、会員資格を失う。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の特典)

第10条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本学会が主催する大会、セミナー等に会員参加料金で参加できる。ただし、名誉会員は招待とする。
- (2) 一般会員・賛助会員は本学会が主催する大会で発表することができる。
- (3) 一般会員・賛助会員・団体会員は本学会が刊行する紀要（本部紀要・支部紀要）・機関誌（JACET通信・支部ニューズレター）・案内等を無料で受け取ることができる。
- (4) 一般会員は本学会が刊行する紀要等に投稿をすることができる。
- (5) 本学会の研究会へ参加することができる。
- (6) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (7) 一般（一般）会員は本学会が常設する運営委員会、若しくは臨時に設置する特別委員会の委員に就任することができる。
- (8) 賛助会員は本学会が指定した場所で展示を行い、指定した箇所に広告を掲載することができる。

(退 会)

第 1 1 条 会員は本学会会長宛の「退会届」に退会理由を記入し、事務局に提出することで、任意に退会することができる。また、会員が定款第 10 条、第 11 条に該当する場合には、退会したものとみなす。

(改 廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

改 正

平成 26 年 4 月 1 日より改正（平成 25 年 6 月 23 日社員総会において確定）。

平成 28 年 6 月 19 日一部改正。